

第7回府中市文化センターあり方検討協議会 会議録

- 日 時 平成25年12月10日（火）午前10時～正午
- 会 場 府中市役所北庁舎3階第6会議室
- 出席者 （委員）
藤江会長、志水副会長、石坂委員、小島委員、小林委員、高木委員、
隆委員、田中委員、奈良崎委員、土方委員、丸山委員、宮山委員、
米村委員
（事務局）
中川市民協働推進本部長、村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援
課長補佐、板橋市民協働推進担当副主幹、山元地域コミュニティ係長、
望月事務職員
- 欠席者 谷委員、玉田委員
- 議 事
- 1 開会
 - 2 指定管理者制度導入の可否について
 - 3 その他
- 資 料
- 1 各委員の意見等
 - 2 コスト比較表
 - 3 コミュニティ事業の運営について

1 開会

(会 長) 定刻になりましたので、第7回府中市文化センターあり方検討協議会を開会いたします。

まず、事務局の方から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、谷委員、玉田委員から欠席とのご連絡をいただいております。定数15名中13名の委員の皆様へ出席をいただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを併せてご報告します。

次に資料の確認をさせていただきます。

(※事務局より資料の確認)

(会 長) それでは、議事を進めます。前回11月12日に実施した第6回目の協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、修正等でお気づきになることはございますか。

(※議事録の確認、修正)

(会 長) それでは、第6回協議会議事録として確定し、あわせて議事録及び資料を、市役所3階情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開することといたします。

2 指定管理者制度導入の可否について

(会 長) それでは、これより議題に入りたいと思います。議題の2「指定管理者制度の導入の可否について」を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、資料1及び資料2を基にご説明させていただきます。

資料1につきましては、前回のグループディスカッションで出していたご意見等をまとめたものです。「人員について」「自主財源について」「施設管理について」「その他」の4つのカテゴリーに分類させていただきました。

資料2につきましては、指定管理者制度を導入した場合のコストを積算したものとなります。なお、この資料は指定管理の実績がある業者に依頼して積算したものです。標準的な文化センターの1年間の運営経費で、右側が市直営の場合で約4,560万円、左側が指定管理者制度を導入した場合で、住民票発行などの窓口業務は市職員が行い、公民館・児童館・高齢者福祉館の業務を民間業者が運営したとして、約8,350万円となっております。差異が生じる理由等については、記載のとおりです。

資料3につきましては、コミュニティ事業に関して、指定管理者制度が導入された場合の運営上の相談等の流れをイラスト化いたしました。ここでは、証明発行業務については考えず、あくまでもコミュニティ事業というソフト面で考えております。現在は、コミュニティ協議会の事務局として文化センターに市職員が常駐しており、常任理事会や各種部会にも参加し、当日の事業運営にも携わっております。また、急なご相談などにも現場で臨機応変に対応しております。指定管理者制度が導入された場合、文化センターのコミュニティ活動部門からは市職員が居なくなります。証明発行業務を専門とする職員が配置されたとしても、あくまでも証明発行のみに従事する事になります。コミュニティ事業を運営するにあたり、コミ協の方との打ち合わせは、まずは指定管理者と行っていただくこととなります。そして、指定管理者が判断できるものはそこでの対応となりますが、内容によっては、指定管理者から市に協議の依頼があり、その結果について市から指定管理者へ、そして指定管理者から各種地域団体の方へ報告を行うことと想定されます。

今回ご提示した資料1から3、また、今まで協議会でご提示させていただいた各種資料を用い、また、事前送付いたしました「議論のポイント」を踏まえ、本日は指定管理者制度の導入の可否を検討・協議していただきたいと思っております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました、本日は、今までの協議会で説明

を受けた内容や本日の資料を基に、文化センターにおける指定管理者制度導入の可否について、皆様と話し合っていきたいと思います。

(委員) 前回条例の話でありました、指定管理者制度を導入すると専門の役職を置かなければならないということですが、資料2の右側、市直営の場合の「文化センター職員」に対応する部分は、左側の指定管理者制度導入の場合ではどの部分になりますでしょうか。

(事務局) 右側の市直営の場合の「文化センター職員」、「臨時職員」、「児童館指導員」に対応する部分が、左側の指定管理者制度導入の場合の「公民館長」から一番下の「証明発行窓口（市職員2名）」までとなります。現在は、市職員がこれらを兼任しているということになります。

(会長) 指定管理者制度が導入されるきっかけの1つは、コストが安くなるということがあるかと思います。少し事例は違いますが、水道やごみの収集など、いろいろな自治体で外部に委託した方が安くなるということで民間委託が拡大していった経緯がありますが、中・長期的にみれば、人件費や委託費というものも上がってくるのでコスト水準が必ずしも安くない、むしろ業務によっては逆転することもあるようで、指定管理者制度を導入した方が、コストが安くなるということでもなくなってきているようです。

(委員) 今回の指定管理者制度導入を検討する目的を再確認したいのですが。

(事務局) 府中市においては第5次総合計画の中に行財政改革プランというものがあり、その中で指定管理者制度の導入の可否を検討することとなっております。市内の他施設でも指定管理者制度導入を検討しておりますが、生涯学習センターなど指定管理者制度を導入した施設もあれば、美術館など市直営にて運営したほうが好ましいという結論に至った施設もあります。

(委員) 高齢者福祉館の運営について、文化センターの近くには地域包括支援センターがあるかと思うのですが、そのあたりと連携することは出来ないのでしょうか。

また、それぞれのセンターに専任を置かなければいけないのでしょうか。兼任という形ではいけないのでしょうか。兼任という形ができるのであれば、指定管理者を導入した場合の予算を減らすことが出来ると思います。

この資料を見ると、指定管理者導入のメリットがあるのか疑問です。

(会長) 指定管理者制度導入の可否についての検討の目的は、導入していただきたいということではなく、指定管理者制度を府中市の特色をもった複合施設である文化センターに導入可能かどうかという部分を議論していただくものです。導入可能かどうかというのは、当協議会の後半の議題であるコミュニティ事業の運営などを考えたときに、前提となる仕組みを明確にしておかなければならない、具体的に言うと指定管理者制度を導入するのか、しないのかという部分が今後の文化センターのあり方を検討するにあたって大きく関わってくることで、指定管理者制度導入の可否について一定の結論を出していきたいというものです。文化センターの今後の運営を考えるうえで、コストを削減することは重要なことですが、本日の目的は指定管理者制度を導入するためにコストの数字を小さくしていくということではありません。

(事務局) 文化センターは公民館条例、児童館条例、高齢者福祉館条例とそれぞれの条例で定めている複合施設です。仮に文化センターで行っている高齢者福祉館事業を辞めるとなると、条例を廃止する必要があります。ただ、文化センターは市内11館ございまして、子どもから高齢者まで市内全地域の方に均等にサービスを提供できるというメリットがあると思います。条例を廃止しますと、他の高齢者施設への通所、来所になりますので、現在の運営からは大きく変わるということになります。条例を廃止して新たな運営も視野に考えるべきではないかというご意見もあるかもしれませんが、前回の協議会で現在の条例を残した形の中で指定管理者の導入の可否について検討すると、協議会のなかで確認していただいておりますので、それに基づきまして、関連条例も業者の方にお渡ししたうえで、算出しております。

また、役職は専任ではないといけないのかというご質問ですが、この資料2の見積りを業者に算出していただくにあたり、文化センターで行っている事業をまとめた「コミュニティの記録」や文化センターの関連条例などこれまでの協議会で皆さまにお配りした資料をお渡しして、民間企業が

現在の文化センターのサービスを継続して行うにはどれぐらいの経費がかかるかということで算出していただいております。現在は市の職員が兼任ということで勤務しております。専任なのか兼任なのかということでは、仮に指定管理者制度を導入した場合、指定管理者のほうで兼任できる資格をもっている人材を確保できるかという部分も影響してくるかと思います。専任、兼任も含めて指定管理者制度導入の可否を判断するにあたって判断材料になってくるかと思います。

(委員) 現在のコミュニティ協議会はいろいろな団体から役員が出てきて、皆で相談しながら運営して、それを所長がまとめているような形です。どこのコミュニティ協議会も同じような形態で運営しているかと思いますが、これまでまとまっていたものがこれからも同じ形態で運営していくことに対して、指定管理者がうまく調整してやっていけるのか不安です。

(委員) 市のほうからコミュニティ協議会への事業委託料が出ていますが、指定管理者制度を導入する場合、この委託料はどこから出てくるのでしょうか。

(事務局) コミュニティ協議会は自治会、自主グループ、老人会、PTA、子ども会など多くの団体が1つに集まる、他市においても類を見ない組織です。府中市において市民交流、市民活動の推進にはコミュニティ協議会は欠かせない存在であると考えておりますので、これからも市と連携をとりながら地域のまちづくりに貢献、寄与していただきたいと思っております。ただし、指定管理者制度が導入された場合、市とコミュニティ協議会の間に指定管理者が入ることになります。市としましては、指定管理者のほうにコミュニティ事業をどのような形で行ってほしいかという要望は伝えませんが、コミュニティ協議会と市が直接やりとりする訳ではないという部分では、これまでとは違った形になってくると思います。

事業委託料に関しては、指定管理者制度を導入した場合、市から指定管理者に指定管理料を支払うことになりますが、その中に事業費という名目で指定管理者に支払って、指定管理者がその事業費を基にコミュニティ協議会と事業を行っていくような形になります。

(委員) 事業費がいくらになるかは指定管理者のほうで決めるのですか。それと

も市のほうで事業費がいくらか決めるのですか。

(事務局) コミュニティ事業に関しては、市の方からこういった事業にこれだけ使ってくださいという形で指定管理者に支払います。コミュニティ事業の予算に関しては、市の財政状況により増減することが考えられますが、指定管理を導入したからといって、現在コミュニティ協議会に委託している委託料が増減することはございません。

(委員) 新たに何かを変えることで、これまでやってきたこと、コミュニケーションをとれていたものがうまくいかなくなってしまうような気がします。これまでのように市の職員と直接話をして事業を展開していくほうがスムーズに運営できると思います。

(委員) 私は最初から市直営での運営が好ましいと考えておりました。指定管理者制度を導入すれば、市とのつながりという意味で今まで築いてきたものがなくなってしまうと思います。ネットワークを構築するのに時間がかかりそうです。

(委員) 文化センターは複合施設ですが、指定管理は文化センター全ての機能に導入するのですか。例えば、児童館や高齢者福祉館など、特定の分野だけに導入することはないのですか。

(事務局) 一般的には公の施設を全て管理運営するのが指定管理なので、児童館や高齢者福祉館など部分的に充実させるためには、その部分を委託するという形になると思います。ここでご議論いただきたいのは、文化センターを施設丸ごと指定管理導入することが出来るかということです。

(委員) 高齢者福祉館や児童館などの施設に関しては専門のスタッフが多くなりますので、相談業務など充実させることが出来ると思います。しかし、文化センターの歴史、それぞれ地域に密着したサービスを行ってきたことを考えれば、指定管理にした場合に行政とのコミュニケーション、情報伝達など、間に指定管理者が入ることによっていろいろな面で支障が出て、決してサービスの向上にはならないと思います。

(会長) 指定管理者制度導入の可否ということでこれまで質問や意見を出していただいておりますが、可否についてそろそろ判断を出したいと思います。

これまでの議論ではいくつか明確な意見が出ておりましたが、導入を前向きに検討していてもいいのではないかとのご意見はございませんか。

(委員) 今までの意見を聞いているとあまり積極的に導入すべきとの意見は少ないように思えます。確かにいろいろな面で問題点があると思いますが、私は指定管理者導入のメリットももう少し考えてもいいのではないかと思います。

生涯学習センターが指定管理者制度を導入しましたが、私はそれ以前から利用しておりまして、民間の業者になれば競争原理が働き、収益をあげるためにいろいろなアイデアを出していて、学習センターに対する印象も変わりました。市内に11館ある文化センターが全て統一的に指定管理を導入するというのは難しいかとも思いますが、やはり民間の力を利用して競争原理の中で市民サービスを考えるのも重要なことだと思います。

(委員) 私は現状のまま市が直接運営する方が好ましいと思いますが、現状でも問題がないわけではなく、ニーズも変わってきます。これからの協議会で検討対象として扱われるのですか。

(事務局) 1年目につきましては指定管理者制度導入の可否ということでご検討いただいております。来年度につきましては、予算削減などにより文化センターが現状のまま運営していくのは難しい中で、文化センターの老朽化やコミュニティ事業へより多くの方に参加していただくにはどうしたらいいのか、そういったソフト面、ハード面両面についてご検討いただければと考えております。

(委員) 私は指定管理者制度を全ての施設に導入するのではなく、一部の施設に指定管理者制度を導入してやってみることからはじめるということが必要ではないかと考えます。できることから指定管理者制度を採用して、その結果を見ながら運営していったらいいのではないかと思います。コスト面で考えると今日いただいた資料を見るとあまりに金額が違いすぎるため、指定管理者制度を導入するとなったら市民に説明するのも大変ではないでしょうか。

(委員) 指定管理者制度を導入すると、府中市とのコミュニケーションが希薄に

なると思います。生涯学習センターや中央図書館のように土日の利用も可能となるというような柔軟性も出てくるかと思いますが、高齢者福祉館や児童館などが1つの施設に入っている複合施設を、自治体が直営で運営するより低いコストで運営できる業者があるかどうか疑問です。民間のノウハウを活用することはメリットですが、指定管理者制度を導入するのであれば、先ほど話に出たように一部の施設のみ導入するような形にした方がいいのではないのでしょうか。

(会長) 一般的な指定管理者制度、例えば生涯学習センターなどには導入するメリットはあると思います。しかしこの協議会の目的は、複合的な機能を持っている府中市の文化センターの管理運営に対して指定管理者制度を導入することがふさわしいかどうかということになります。文化センターを現行のままの運営で、委託などにより専門の方からサービスを受けるといった方法も排除されていません。専門の方に運営を頼むと、コストパフォーマンスという意味では決してコスト削減にはならないし、専門の方にサービスを受けるという方法は指定管理者制度という方法だけではないと思います。

導入の可否について結論を出したいのですが、部分的に検討していくとか、それに準ずるようなサービスを提供するといったこともあるかと思いますが、文化センター全体として指定管理者制度を導入することの可否を判断したいと思います。本日いただいた意見を集約しますと、文化センターに指定管理者制度を導入するのは現状では困難だという意見が多かったと思います。限られた予算を効率よく使い、文化センターにおける市民サービスを低下させないためにさらに検討していくということを補足意見として付け加えておいてもいいのではないかと思います。本協議会からの意見は「導入についてはふさわしくない、現行の制度を維持する」ということで集約することとしてよろしいのでしょうか。

(※異議なしの声あり)

(会長) ありがとうございます。市民のニーズがますます高まっていくということもあります。また、いろいろな意味で見直しの時期が来ていると思いま

すので、指定管理者制度を導入しないことを前提にこれからの議論を進めていきたいと思えます。

一定の結論が出ましたので、次第の3、その他について事務局からお願いいたします。

3 その他

(事務局) それでは、次回協議会の日程のお知らせを行いたいと思えます。

次回の第8回協議会は、1月28日(火)の午前10時から、北庁舎3階第2会議室となっております。議題につきましては、本日の結論を踏まえての「中間報告書の検討」についてご協議いただきたいと考えております。

以上でございます。

(会長) それでは、第8回の協議会は1月28日(火)となりますのでご協力をお願いいたします。以上をもちまして、第7回府中市文化センターあり方検討協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。